

2020年5月1日

## ヒトをみる仕事

**公益財団法人 国際通貨研究所**  
**理事長 渡辺博史**

新型コロナウイルスの感染はなかなか止まらず収束の兆しも未だ見えない中、人間同士の接触を8割減らさねばならないという努力の結果、かなりの企業で在宅勤務というテレワーク化が進められている。

当座は、いかに人命を守るかという点から緊急にやむを得ず行われているものであるが、東京圏では場合によっては二時間弱という通勤時間までもが必要とされる出勤を基礎とした従来の勤務構造が変わるきっかけとなっている。これまでもホームオフィスの促進はときおり言われてきたが、実際にこの方向に本格的に踏み出そうとすると、あれも気になる、これも気になる、というデメリットへの懸念が頭に浮かび、なかなか「清水の舞台から・・・」という感じで大胆に踏み切ることができなかった。しかし、今回は、そのような懸念への配慮を押し切る形で、勤務場所を変更しろ、通勤を減らせという社会的あるいはある意味で人道的な要請が強く働き、一気に在宅への道が加速した。この動きは、この新型コロナウイルスの鎮静（早期にみられることを強く祈念したい）の後にも継続して、多くの職種において、人が一定空間に集結して勤務するという勤務パターンから外れていくだろう。分散型の方が、効率が良い、あるいはライフ・ワーク・バランスの中での評点が上がるということが、若干の留意つきではあったとしても、共同体の共同認識になる。

もちろん、その影響度は業種、職種によって異なり、数字、情報、その一典型としてのカネを扱う分野では急速に変容が起こり、モノの生産の部分でも、3Dプリンターなども用いた多品種少量生産の製造業でも（重厚長大の分野では起こりにくい）速やかな変化がみられるだろう。

また、モノの移動の世界でも、高齢化をにらんだ「出前」、宅配の仕事の再評価は既に始まっていたが、人的接触回避のための食品デリバリーの奨励の結果、予想以上に急速に業容を拡大している。

しかし、このような状況下でもいわゆる「生身」の人間を相手にする仕事は、在宅勤務的対応への転換は難しい。今、日夜献身的に対応して頂いている医療関係者に始まり、教育、養護、介護、あるいは美美容、健康保持の分野では、物理的接触、少なくとも対

面での問診、観察は不可欠であり、オンライン問診などの導入はあったとしても基本的にはこの分野での在宅勤務化は、簡単ではない。

疫学的に接触を制限するという現状においては、物理的接触、少なくとも対面での問診、観察は厳重な安全管理を前提とするものに抑制されざるを得ないが、平常に復したときに、短縮された通勤時間、例えば二時間を如何に使うかを含め、業種間の労働力配分を見直し、直接「ヒトをみる」仕事に重点を置いていくことが必要となろう。

最近、飲食業、小売業の分野で失職した若年労働者を当分の間公務として臨時雇用するという計画を発表した地方団体もあるが、その雇われた者を何の仕事に従事させるかということも、将来の需要構造を念頭に置きながら考えて行くべきだろう。

同様の「ヒトをみる」業務分野での民間の創意工夫も必要であり、既にその発現がみられているが、これを短期的な一過性のブームに終わらせることなく、安定的な業務形態として育てていくことが必要である。また、法制的にも、四半期、半年、一年といった短期就業制を「非正規」という位置づけにはせずに認知、促進し、また、「本籍」企業の休業中の他企業への「ドラフト」移籍と復帰という仕組みの構築、さらに活用する時間の増加を踏まえて副業認定を柔軟化させるなど、公的部門も一緒になって、実際に機能しうる仕組み創りを進めていくことが必要である。

前述した出前、宅配についていえば、現在の需要はこれまで想定されていた需要量を遥かに上回る水準になっている。今回の経験によりこのサービスへの評価が高まり、将来の需要曲線は上方に遷移するとは思われるが、ここ数か月の需要はその上方遷移した水準をも上回るものと思われ、民間セクターとしては、その認識の下に長期に及ぶ設備投資、雇用増加には慎重になろう。そのために発生する需要と供給のミスマッチを最小限化するための努力には、労働力の移動の柔軟化などをはじめ、官民の密接な協力を必要としよう。

また、職場に何時間居たからということに基礎を置く業績評価ではなく、何を仕上げたかという観点からの評価基準の変更、明確化、残業時間の認定方法など、在宅勤務に応じた業績の評価制度、労務管理制度を速やかに創り上げていく必要もある。

(以上)

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>